

福岡市ネット広告表現ガイドライン

(目的)

福岡市が管理するホームページや電子メールマガジンなど、インターネットを活用した媒体に掲載する広告（ネット広告）の表現について、福岡市広告事業実施要綱及び福岡市広告事業実施要領に規定する事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

(アクセシビリティ上の制限)

1 禁止表現

閲覧者の意思に反する動きをしたり、誤解を与える恐れがある表現は使用しない。

- ・「進む」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン及びこれらのボタンに似せているもの。
- ・アラートマーク
- ・ラジオボタン
- ・入力、テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- ・プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

2 アニメーション等

アニメーション GIF 等を使用する際は、閲覧者に不快感を与えないよう次のイメージは使用しない。

- ・振動イメージ、点滅イメージ。
- ・画面の大部分の領域が切り替わる場合は、コントラストの強い画面が反転するものや、切り替えの間隔が3秒未満のもの。

(市ページとの区別)

閲覧者を混乱させないため、市ページやコンテンツと明確に区別すること。

- 1 バナー（ALT 属性含む）やテキストには、必ず広告主の会社名または施設名、店舗名を表示する。
- 2 事業や施設、教育相談など、閲覧者が市の事業であると錯覚しやすい表現は使用しない。
- 3 市ページと類似した色調や字体、イメージなどは使用しない。

(その他)

- 1 アクセシビリティ、ユーザビリティの観点から不適切な表現は使用しない。
- 2 福岡市ホームページアクセシビリティ指針を遵守すること。

(施行)

このガイドラインは、平成19年4月1日から施行する。

附則

このガイドラインは、平成21年12月17日から施行する。